

各務原市障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金交付要綱

(令和4年9月7日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、障がい者の自立生活を支援し、地域で安心して暮らせるよう支援基盤の充実を図るため、社会福祉法人等が行うグループホームの施設整備に要する経費について、予算の範囲内で各務原市障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。
- (2) 社会福祉法人等 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等をいう。
- (3) 施設整備 岐阜県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）第2条第2項に規定する施設整備をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、申請年度における社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知別紙）による社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（以下「国庫補助金」という。）について、岐阜県が国へ協議をした事業のうち、社会福祉法人等がグループホームの施設整備を行う事業とする。ただし、国庫補助金の交付決定を受けた事業は、補助事業としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない方の額とする。この場合において、事業ごとに算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助事業者が工事請負契約等を締結する単位ごとに、県交付要綱別表2第3欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額(営利法人以外の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を算出する。

(2) 県交付要綱別表2第1欄に定める整備区分ごとに第2欄により算出した額に3分の2を乗じて得た額を算出する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 国庫補助金が不採択となった旨記載のある県通知の写し

(2) 見積書、仕様書及び図面

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、岐阜県と協議を行い、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金の交付の可否を決定したときは、別に定める通知書により、当該交付の申請をした者に通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定のあった日以後でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その他の特別な理由によりやむを得ないと認められる場合には、補助金の交付の決定前に補助事業の着手をすることができる。ただし、その場合においては、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付の決定を受けるまでの期間内に、天災等の事由により、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。

(2) 交付の申請をした事業に係る補助金が不交付となった場合及び交付の決定をした補助金の額が交付の申請をした額に達しない場合において、異議がないこと。

(3) 当該事業については、着工から補助金の交付の決定を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けないこと。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (4) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾しないこと。
- (5) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けないこと。
- (6) 補助事業の完了後に消費税及び地方消費税（この号において「消費税等」という。）の申告により補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税等の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (7) 市長が前号の規定による報告を受けた場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (10) 前号の市長の承認を受けて財産を処分する場合は、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月17日付会発第0417001号大臣官房会計課長通知別添）第4の規定の例により算出した額を市に納付させることがあること。

(1 1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存すること。

(1 2) 規則第3条の3各号に該当する者でないこと。

(規則第6条第1項第2号及び第4号に規定する市長の定める軽微な変更)

第9条 規則第6条第1項第2号の市長の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更で経費の配分の変更を生じない変更とする。

(1) 建物の規模又は構造の変更（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(2) 建物等の用途の変更

(3) 利用定員の変更

2 規則第6条第1項第4号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の額の増減がなく、かつ、県交付要綱別表2第3欄に定める対象経費の20パーセント以内の配分の変更とする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請を取り下げることができるのは、補助金の交付の決定の通知のあった日から10日以内とする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、着工した日から7日以内に市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、市長から進捗状況の報告を求められたときは、別に定める日までに市長に報告しなければならない。

3 補助事業者は、工事を完了した後7日以内に市長に報告しなければならない。

(実施報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。この条において同じ。）から起算して25日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第11条に規定する補助事業実施報告書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真及び図面

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。